

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

都道府県国民健康保険運営協議会条例参考例について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の平成 30 年 4 月 1 日からの施行に向けて、各都道府県においては、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、これを運営していくこととなります。今後、協議会の設置に向けた作業を進めていただくため、協議会に係る条例参考例及び国民健康保険法施行令の改正案のイメージを作成しましたのでご活用願います。

なお、今回お示しするのは、改正法の施行日前に協議会を設置することを前提とした条例参考例であるため、施行日以降は、条例参考例第 1 条に規定される根拠条文は改正後の国保法第 11 条第 1 項に変更となること、また、委員の任期は政令において規定されるため条例において規定する必要はなくなることを申し添えます。

また、国民健康保険法施行令の改正案のイメージについては、市町村の協議会に係る内容も含まれていることから、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、国民健康保険法施行令をはじめとした関係政省令、条例参考例等については、平成 29 年春までに順次お示しできるよう、作業を進めているところです。